

4 試 験 内 容

| 試験種目 | | 内 容 |
|-----------------------|---------------|--|
| 第 一 次 試 験 | 教養試験 (択一式) | 公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験 (題数50題 時間150分) |
| | 専門試験 (択一式) | 各職種に応じて必要な大学卒業程度の専門的知識についての筆記試験 (題数40題 時間120分) |
| 第 二 次 試 験 | 論文試験 | 公務員として必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験 (行政及び警察行政1,600字 時間120分、それ以外の職種1,200字 時間80分) |
| | 適性検査 | 職務を行うのに必要な適性についての検査 |
| | 人物試験 | 公務員としての適格性についての人物面からの試験(個別面接及び集団討論) |
| 資 格 調 査 | | 受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査 |

※ 筆記試験の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でしていただきます。

※ 「教養試験」及び「専門試験」の試験問題例と「論文試験」及び「人物試験の集団討論」の課題例を宮城県職員採用試験情報トップページに掲載しています。

5 試験の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

| 試験の職種 | 第1次試験 | | | 第2次試験 | | | 総合得点 |
|------------------|----------|----------|-----|----------|----------|-----|------|
| | 教養 試験 | 専門 試験 | 計 | 論文 試験 | 人物 試験 | 計 | |
| 下 記 以 外 の 職 種 | 100 | 100 | 200 | 100 | 300 | 400 | 600 |
| 保 健 師 | 100 | — | 100 | 100 | 200 | 300 | 400 |

※ 第2次試験の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

(2) 最終合格者は第1次試験、第2次試験の結果を総合して決定します。

(3) 各試験種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点、標準偏差等を用いて算出するもので、受験者の点数は、おおむね0点から100点(人物試験については200点又は300点)に分布し、平均点は50点(人物試験については100点又は150点)となります。ただし、試験種目ごとの受験者数によっては、標準点化しない場合もあります。

(4) 各試験種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。